

札幌市におけるオオハンゴンソウ等防除実施計画

平成 28 年（2016 年）9 月 8 日策定

令和 3 年（2021 年）3 月 16 日改定

1 特定外来生物の種類

- ・ *Rudbeckia laciniata*（オオハンゴンソウ）
- ・ *Coreopsis lanceolata*（オオキンケイギク）
- ・ *Myriophyllum aquaticum*（オオフサモ）

2 防除を行う区域

札幌市全域（別添のとおり）

3 防除を行う期間

防除の確認を受けた日から令和 13 年 3 月 31 日まで

4 札幌市における生育状況

(1) *Rudbeckia laciniata*（オオハンゴンソウ）

1992 年発行の「札幌の植物 - 目録と分布表」（原 松次編著）に札幌市内での生育について記載があることから、少なくとも 1990 年代初めには札幌市内に侵入していたと考えられる。観賞用として栽培されていたものが逸出し、野生化したことが原因とされ、道端、河川敷等で確認されており、ときに大群落が見られる。

円山公園では、2008 年から円山川河岸のオオハンゴンソウの防除を行ってきた。展葉期に地下茎ごと掘り取り処分するとともに、開花期には開花株と幼苗を掘り取るなどの対応を行っており大群落は消失したものの、一部で毎年発生が見られる。また、円山公園の一角に位置する円山動物園の敷地内では、かつては円山川河川敷において高密度の群落がみられたが、継続的な防除を実施しており、数は減少傾向である。また、西岡公園では、水源池沿岸の限られた湿地で、数ヶ所のオオハンゴンソウの小規模な繁殖が確認されていたが、大群落は消失している。そのほか、豊平公園等でも毎年発生が見られている。

また、平岡公園、前田森林公園、百合が原公園、中島公園では年により発生が確認される状況となっている。

(2) *Coreopsis lanceolata*（オオキンケイギク）

観賞用や緑化用に導入されたものが逸出し、野生化したことが原因とされ、道端、河川敷等で確認されている。百合が原公園において、1987 年に札幌市が花壇造成のためにオオキンケイギクを植栽した記録があり、平岡公園においてもオオキンケイギクが花壇に植栽された旨の記録があることから、これらの公園では実生苗の残存が懸念される。

(3) *Myriophyllum aquaticum*（オオフサモ）

1992 年発行の「札幌の植物 - 目録と分布表」（原 松次編著）に札幌市内での生育に

ついて記載があることから、少なくとも 1990 年代初めには札幌市内に侵入していたと考えられる。水草の遺棄が原因とされ、流れのほとんどない河川や池沼で確認されている。

5 防除の目標

生態系に係る被害の防止を図るため、オオハンゴンソウ、オオキンケイギク及びオオフサモ（以下「オオハンゴンソウ等」という。）の生育状況、被害状況等を把握し、その状況に応じて完全排除又は影響の低減化を長期的な目標とし、生育域の拡大及び侵入・定着の阻止を図る。

6 防除の方法

札幌市に生育しているオオハンゴンソウ等について、以下の方法により、効率的な防除に努める。

(1) 調査

防除を行う地域において、可能な限り詳細な生育状況及び被害状況等の情報収集を行い、生育域の環境、繁殖状況等を勘案し、必要に応じて防除を行う。

特にオオハンゴンソウが定期的に確認されている公園・緑地（円山公園及び円山動物園、豊平公園、西岡公園）については生育状況の情報収集を行い、その知見に基づき効果的かつ効率的な防除に努める。

また、年によってオオハンゴンソウが確認されている公園・緑地（平岡公園、前田森林公園、百合が原公園、中島公園等）については実生苗等の定着を日常的に監視するとともに、近隣での定着、繁殖情報を収集し、その知見に基づき効果的かつ効率的に侵入、定着を阻止するよう努める。

(2) 採取

計画的な防除として、地域の現状に応じて、確認されたオオハンゴンソウ等の抜き取り又は刈り取りを行うこととし、その際、次の事項に留意する。

ア 防除の対象となる生物以外の生物の生息又は生育に支障がある期間及び区域は避けるよう配慮する。

イ 生きている個体（種子を含む。）及び器官（オオハンゴンソウ及びオオキンケイギクは根。オオフサモは茎・根。）が周辺に飛散しないよう注意して行う。

ウ 抜き取り及び刈り取りは、原則種子が形成される前までに行うこととし、種子が形成される時期以降に行う場合は、株毎に花序を取り去った後に行う等種子の飛散防止に努める。

エ 表土のすき取りを行い、根や種子を除去する場合は、現地で根の深さを確認した上で、必要な深さまで行う。

(3) 防除により採取した個体等の処分

ア 採取した個体等は、運搬又は保管時に周辺に飛散しないように、シートによる覆い、ビニール袋による梱包等を行うなど十分配慮する。

イ 採取した個体等は、防除従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないよう適切に管理する。

ウ 採取した個体等は、一般廃棄物処理施設で焼却処分を行う。

エ すき取り土は、可能な限りすき取り物（すき取った根等）と土砂に分別する。すき取り物は一般廃棄物処理施設で 20 cm以上の十分な覆土により埋立処分を行う。なお、分別した土砂は、根や種子が含まれていた場合の再生防止のため 20 cm以上の十分な覆土により埋立処分を行う。

(4) モニタリング

必要に応じて、生育状況及び被害状況をモニタリングし、防除の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努める。

7 防除従事者

- (1) 防除従事者は、市職員、市の工事、草刈等維持管理業務等の受注者又は受託者及びボランティア活動として防除を行う個人・団体とする。
- (2) 市（または都市公園において敷地を管理する管理者）は、防除従事者に対し、防除の内容を具体的に指示するとともに、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく防除の実施を証する「防除従事者証」（様式 1）を交付する。
- (3) 市（または都市公園において敷地を管理する管理者）は、「防除従事者台帳」（様式 2）を作成し、適切に管理するとともに、原則として毎年 4 月に更新する。
- (4) 防除従事者は、防除の実施にあたり、防除従事者証を携帯し、地域住民等に説明を求められた場合には、防除の趣旨について説明するよう努める。
- (5) 防除従事者は、防除期間終了後 30 日以内に、市に防除従事者証を返納するとともに、「防除実施報告」（様式 3）により、防除の実施結果を報告する。

8 その他

(1) 普及啓発の推進

オオハンゴンソウ等の防除に係る市民の理解の推進を図るため、ホームページ等の広報媒体による普及啓発を積極的に行う。

(2) 関係者との調整

防除に当たっては、関係地域住民等に防除の内容を事前に周知を図るとともに、防除を行う地域の住民、土地所有者、施設管理者等との調整及び合意形成に努める。

(3) 関係法令の遵守

防除の実施に当たっては、関係法令を遵守する。

別添

札幌市におけるオオハンゴンソウ等防除対象区域：札幌市全域



様式 1

(表面)

オオハンゴンソウ等特定外来生物防除従事者証	
第 号	
特定外来生物の生態系等に係る被害の防止に関する法律第 18 条第 1 項に基づく防除従事者であることを証明します。	
氏 名	
所 属	
防除区域	
防除の方法	抜き取り及び刈り取りによる
防除期間	年 月 日～ 年 月 日
年 月 日	
札幌市長 印	

(裏面)

<p>注意事項</p> <p>1 この従事者証は、オオハンゴンソウ、オオキンケイギク又はオオフサモの防除に従事する際に、必ず携帯してください。</p> <p>2 この従事者証は、防除期間終了後 30 日以内に、市に返納するとともに、「防除実施報告」により、防除の実施結果を報告してください。</p> <p>確認 オオハンゴンソウ・オオキンケイギク・オオフサモ</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 第 号</p>
--

※ 縦×横：55mm×91mm

様式 3

オオハンゴンソウ等特定外来生物防除実施報告

特定外来生物の種類	防除実施期間	防除場所	防除数量 (kg)	備考

※ 「特定外来生物の種類」には、オオハンゴンソウ、オオキンケイギク又はオオフサモを記載してください。